

## 講習会テキストダイジェスト版

## &lt;産業廃棄物コース&gt;

【お願い】 出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

## 4. 留意を要する廃棄物

## 4-1 石綿 (アスベスト)

- (1) 石綿 (アスベスト) を含む建材の除去作業などは労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法により規制され、除去後の廃棄物の処理は廃棄物処理法により規制されています。
- (2) 吹付け石綿、飛散性の石綿を含む保温材などは特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」に該当します。また、一定量を超えて石綿を含む建材は「石綿含有産業廃棄物」として取り扱わなければなりません。

## 【解説】

## (1) 石綿 (アスベスト) の有害性

石綿 (いしわた・せきめん) は、耐火被覆用の吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有断熱材などの多くの建材に用いられてきましたが、肺がん、中皮腫などの原因となると言われ、平成 16 年から大半の石綿含有建材の製造、使用が禁止となり、平成 18 年からは全面禁止されています。

## (2) 建築物の解体工事等における規制事項

作業内容による発じん状況から、以下のような作業レベルに分類されます。

分類	作業	石綿含有建材
レベル1	石綿含有吹付け材の除去作業	吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール(半湿式、湿式)・石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けパーミキュライト
レベル2	吹付け以外の石綿含有保温材等の除去作業	石綿含有保温材、石綿含有断熱材(煙突・折板裏貼り付け)、石綿含有耐火被覆材
レベル3	その他の石綿含有成形板の除去作業	石綿スレート、ケイ酸カルシウム版、押し成形セメント版、岩綿吸音天井版、ビニル床タイル等

主な規制内容は以下のとおりです。

	レベル1			レベル2				レベル3	
	石綿含有吹付け材			保温材・断熱材・耐火被覆材				その他の成形板等	
	掻き落としによる除去	封じ込め 囲い込み	囲い込み	掻き落とし・破碎等による除去	掻き落とし・破碎等によらない除去	封じ込め 囲い込み	囲い込み	—	
事前調査	事前調査の義務付け、石綿含有が不明な場合は分析も義務付け								
作業計画	作業計画作成(作業方法、飛散防止措置、ばく露防止措置を含む)								
届出	安衛法	耐火建築物等：工事計画届	—	—	—	—	—	—	
	石綿則	上記以外の建築物・工作物	建築物・工作物：建築物解体等作業届					—	—
	大防法	建築物・工作物：特定粉じん排出等作業実施届						—	—
石綿作業主任者	石綿作業主任者技能講習修了者から選任(06年3月以前の特化則修了者も可)								
特別教育	すべての作業員に特別教育を受講させる								
石綿健康診断	常時石綿を取り扱う作業員には雇用時及び6ヶ月に1回受診させる								
措置	標識掲示	近隣へのお知らせ看板の掲示(大防法)						看板掲示 (厚生労働省指導)	
		立入禁止、飲食・喫茶禁止、作業主任者職務、石綿取扱い注意看板の掲示							
	飛散防止措置	湿潤化(大防法・石綿則)							湿潤化(石綿則)
		隔離の措置 (大防法・石綿則)		当該作業員以外立入禁止	—	周辺の養生(大防法)	当該作業員以外立入禁止	隔離の措置	当該作業員以外立入禁止
ばく露防止措置	電動ファン付き呼吸用保護具などに限る。保護衣の使用		呼吸用保護具・保護衣の使用				保護具・作業衣		
廃棄物処理(廃掃法)	特別管理産業廃棄物(廃石綿等)として処理(埋立・溶融・無害化処理) 元請業者が特管産廃管理責任者を設置							石綿含有産業廃棄物(がれき類等)、原則破碎禁止(安定型埋立・溶融・無害化処理)	
作業記録	当該作業に従事しなくなってから40年間保存								

具体的な作業内容については、次の図書が参考となります。(法令改正に応じて、逐次改訂される予定です)

- ・一石綿技術指針対応版「石綿粉じんばく露防止対策マニュアル」(発行:建設業労働災害防止協会)
- ・「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」[http://env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctrl/manual\\_td\\_1403/index.html](http://env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html)
- ・「公共建築改修工事標準仕様書」(発行:(一財)建築保全センター)
- ・「改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説・2006」(発行:(一財)日本建築センター)

【出典：よくわかる建設リサイクル 2014-15、建設副産物リサイクル広報推進会議】

※アスベストの発生場所と取扱いの詳細：

建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い、建設副産物リサイクル広報推進会議、平成 29 年 11 月

<http://www.suishinkaigi.jp/publish/pdf/pumphlet2.pdf>

※大気汚染防止法が改正され、平成 26 年 6 月 1 日から施行されています。主な内容は以下のとおりです。

- ・ 特定粉じん排出等作業実施届出書の届出義務者を、工事施工者から発注者に改める。
- ・ 解体等工事の受注者は、特定粉じん排出等作業への該当について、事前調査を実施し調査結果等を発注者に書面にて説明。また、調査結果等を工事の場所に掲示。

### (3) 石綿含有建材の廃棄

#### ① 廃石綿等（（レベル 1， 2）飛散性のアスベスト）

##### a) 「廃石綿等」の定義

- ・ 吹付け石綿を除去したもの
- ・ 以下の石綿を含む建材を除去したもの
  - ・ 石綿保温材、けいそう土保温材、パライト保温材、石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材、耐火被覆材
  - ・ 石綿建材除去事業に用いられ石綿が付着しているおそれのある防じんマスク、作業衣等

##### b) 元請業者の実施事項

- ・ 法定保管場所掲示板（縦横 60 c m 以上）を設置しプラスチック袋等により密封して保管
- ・ 「廃石綿等」を許可品目とする処理業者に委託
- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者（有資格者）を選任
- ・ 帳簿の備え付けと保存

※特別管理産業廃棄物を排出する事業場（原則として作業所）ごとに帳簿を備え、月末までに前月中の必要事項を記載しなければなりません。また、帳簿は 1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後 5 年間保存しなければなりません。

##### c) 処分の方法（処分基準）

あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準じる措置の後に、耐水性の材料で 2 重に梱包し、管理型処分場の一定の場所において、分散しないように埋立処分することと定められています。

#### ② 石綿含有産業廃棄物（（レベル 3）非飛散性のアスベスト）

##### a) 「石綿含有産業廃棄物」の定義

産業廃棄物（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類など）のうち、石綿を 0.1% を超えて含むもの 例：ビニール床タイル（P タイル）、スレート波板など

##### b) 元請業者の実施事項

- ・ 保管場所掲示板（縦横 60 c m 以上）石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載
- ・ 仕切りを設ける等、石綿含有産業廃棄物と他のものが混合するおそれのないように保管
- ・ 保管時は、覆いを設けること、梱包することなどの飛散防止措置
- ・ 委託契約書に石綿含有産業廃棄物を含む旨を記載しマニフェストにその旨と数量を記載

##### c) 処分の方法（処分基準）

安定型処分場または管理型処分場の一定の場所に分散しないように埋立処分することと定められています。

（詳細：石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第 2 版) H. 23. 3、環境省）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/full.pdf>

## 4-2 伐採材・根株

- (1) 建設工事に伴って発生する伐採材、根株などは、産業廃棄物として取り扱わなければなりません。したがって、場外に搬出する場合は、産業廃棄物の木くずとして委託処理しなければなりません。
- (2) ただし、発生した現場内で利用する場合については、森林保全のための自然還元、資材としての利用として認めると通知されています。

### 【 解 説 】

#### (1) 建設工事に伴って生じる伐採材等の取り扱いについて

平成 11 年に「建設工事に伴い発生する抜根、伐採材は、建設業に係る木くずとして扱われるものである」と通知（建設廃棄物処理指針）されましたが、その後同年に、森林保全のための自然還元としての利用などを認めることが県政令市宛に通知されています。

#### (2) 産業廃棄物としての委託処理

場外に搬出する場合は委託処理しなければなりません。なお、4m、2mなどに切断（玉切り）した幹材等を製材所等に搬出する場合は、通常の材木の搬出とみなされています。

#### (3) 現場内利用に関する環境省通知

以下のとおり、環境省は森林保全のための自然還元、資材としての利用を認めることを県政令市宛に通知しています。なお、具体的には県政令市の指導内容を確認しておく必要があります。

**【工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱について】**  
 (平成 11 年 11 月 10 日衛産第 81 号) (各都道府県政令市産業廃棄物行政主管部 (局) 長宛  
 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知)

建設業に係る木くずであって工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物は産業廃棄物であるが、森林内において建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条 (以下「根株等」という。) は、生育していたその場で適切に自然還元利用することなどにより、森林を保全することが従来から行われてきたところである。

このような森林内の工事現場において、生活環境保全上支障のない形態で根株等を自然還元利用等することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」(昭和 46 年 10 月 25 日付け環整第 45 号厚生省環境衛生局環境整備課長通知 (以下「課長通知」という。)) の記第 1 の 1 でいう「自ら利用」に該当するものであり、当該根株等は廃棄物として規制する必要のないものである。

また、根株等を製材用材等のように一般的に有価で取り引きされているものとして利用する場合は廃棄物に該当しないものである。なお、「自ら利用」に該当する場合、製材用材等として利用する場合には、別紙「根株等の利用について」に示すとおりであることから参考とされたい。

#### 別紙

#### 根株等の利用について

##### 1 課長通知の「自ら利用」に該当する場合について

##### (1) 自然還元利用等

工事現場内 (当該工事箇所又は工事路線若しくはこれらに接続している林地の範囲内をいう。) での次の①、②に示すような林地への自然還元又は建設資材としての利用をいう。

##### ①自然還元利用について

根株等が雨水等により下流へ流出するおそれがないように、安定した状態になるようにして自然還元利用する場合 (必要に応じて、柵工や筋工等を適宜設置するものとする。) をいう。

##### ②建設資材としての利用について

小規模な土留めとしての利用、水路工における浸食防止としての利用並びにチップ化することによる法面浸食防止材、マルチング及び作業歩道の舗装材として利用する場合等をいう。

##### (2) 剥ぎ取り表土の利用

根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土をそのまま盛土材として利用する場合、根株等は表土の一部ととらえられるため、廃棄物として規制する必要のないものである。

##### 2 根株等を製材用材等として利用する場合について

ここでいう製材用材等とは、製材用材、ほだ木、薪炭用材、パルプ用材などである。

※伐採木、木の根などのチップ機の設置について、元請業者が移動式破砕機を設置する場合は、処理能力が 5 t/日を超える機械であっても、産業廃棄物処理施設設置許可の対象外となります。

### 4-3 建設汚泥

- (1) 地下鉄工事等の掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性の汚泥（建設汚泥）として取り扱われることとなります。
- (2) 現場内で脱水する場合、一定の能力以上の脱水施設（フィルタープレスなど）は産業廃棄物処理施設に該当しますので、事前に県政令市への設置許可の申請が必要となります。

#### 【解説】

##### (1) 建設汚泥と土砂との判別

建設廃棄物処理指針（環境省通知）に建設汚泥か通常の土砂かの判断事例が以下のとおり示されています。これにより、シールド工法、アースドリル工法、SMW工法などから生じた廃泥水、掘削物などは産業廃棄物の汚泥（建設汚泥）として取り扱われることとなります。なお、具体的には県政令市のそれぞれの指導内容を確認する必要があります。

##### 建設廃棄物処理指針（抜粋）

- ・ 地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥（以下「建設汚泥」という。）として取扱う。また、粒子が直径74ミクロンを超える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。
- ・ 泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね200kN/m<sup>2</sup>以下又は一軸圧縮強度がおおむね50kN/m<sup>2</sup>以下である。
- ・ しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要がある。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。
- ・ この土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとする。掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなる。

参考として、次に代表的掘削工法について例示する。

以下の4工法の判断フローが例示されています。

泥水循環工法の一例(泥水シールド・リバースサーキュレーション工法等)

泥水非循環工法の一例(泥土圧シールド工法)

泥水非循環工法の一例(アースドリル工法等)

柱列式連続壁工法の一例(SMW工法等)

##### (2) 中間処理施設の設置

一定の能力以上の脱水施設（フィルタープレス）および天日乾燥については、産業廃棄物処理施設に該当しますので、事前に設置許可の申請が必要となります。

##### (3) 現場内および工事間利用

発生時点で建設汚泥と判断されたものは、現場内で脱水しても、セメント改良しても産業廃棄物（汚泥または汚泥処理物）とみなされると考えられます。なお、公共の土木工事等においては再生利用制度（再生利用指定制度（個別指定）、再生利用認定制度）が適用される場合があります。

##### (4) 再生利用の促進について

再生利用の促進のために、環境省は平成17年に建設汚泥を処理（脱水、改良）したものを「建設汚泥処理物」とし「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」を通知しました。これを受けて、国土交通省は平成18年に直轄工事を対象に「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」、「建設汚泥処理土利用技術基準」、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領」等を通達しています。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/kensetsuodei/menu6.htm>

また、これらを踏まえて同年、環境省は「建設汚泥の再生利用促進指定制度の運用における考え方について」を通知しています。 [http://www.env.go.jp/recycle/waste/nt\\_060704001.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/nt_060704001.pdf)

「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」において国土交通省は以下のとおり通知しています。

- ・ 自ら利用：都道府県等環境部局に事前に確認しておくこと。
- ・ 再生利用指定制度（個別指定）：都道府県等環境部局への事前相談に努めること。

また、これら環境省および国土交通省の通知内容の解説、個別指定の事例の紹介、技術的な内容等の解説などは、「建設汚泥再生利用マニュアル」（(独) 土木研究所、H. 20）に取りまとめられています。

## 4-4 埋設廃棄物・廃棄物混じり土

- (1) 掘削工事等において埋設廃棄物、廃棄物混じり土などに遭遇した場合は、速やかに発注者に報告し、発注者による県政令市への相談を促す必要があります。
- (2) 廃棄物混じりの土砂を篩い等により選別した場合であっても、一般的には廃棄物の混じった土砂、すなわち「総体として廃棄物」とみなされると考えられます。

### 【 解 説 】

#### (1) 廃棄物が地下にある土地としての取扱い

廃棄物処理法において、最終処分場の跡地など廃棄物が地下にある土地を「指定区域」とし、この土地の形質の変更について事前の届出(30日前)などを義務づける制度が設けられています。

※廃棄物処理法が施行される昭和46年9月24日以前に埋立完了していた廃棄物の埋立地などは含まれていません。このような土地については県政令市の指導に従う必要があります。

#### (2) 埋設廃棄物、廃棄物混じり土の取扱い

廃棄物が地下にある土地としての指定区域に該当しない場合であっても、建設工事中に埋設廃棄物および廃棄物混じり土に遭遇した場合は、直ちに発注者に報告する必要があります。また、状況に応じて、県政令市廃棄物所管部局への相談を促すことが好ましいと考えられます。

#### ①埋設廃棄物

- ・産業廃棄物の種類と品目例に示すとおり、鉄鋼スラグ、鋳物廃砂は産業廃棄物の「鉱さい」、石炭がらは「燃え殻」と見なされます。
- ・掘り起こした埋設廃棄物を再び埋めた場合、その行為(廃棄物を土中に埋める行為)は、埋立基準違反すなわち「不法投棄」と見なされると考えられます。

#### ②廃棄物混じり土

- ・廃棄物混じりの土砂を篩い等により選別した場合であっても、県政令市の多くは、「具体的な基準(例えば、廃棄物が混じっていても何%以下であれば、土砂とみなすなどの基準)が定まっていないとして、廃棄物の混じった土砂、すなわち「総体として廃棄物」として取り扱われるべき」と指導すると考えられます。なお、このような廃棄物に該当するか否かを判断して指導する権限は県政令市にあります。

#### ・建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル

国土交通省により「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル(案)」が策定され、これを踏まえて「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」(独)土木研究所監修、H.21.10)が作成されています。このマニュアルにおいては、廃棄物混じり土から土質材料として有効利用する目的で、廃棄物を分別した土を「分別土」とし、以下の一定の条件が満たされれば、「土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの」として取り扱って差し支えないものとしています。

(一定の条件)

- ・分別土の利用は公共工事に限る。(工事使用場所が明確であること)
- ・利用目的に応じた土質材料としての品質基準を有すること。
- ・利用にあたって、周辺環境への影響を及ぼさないこと。(土壌汚染対策法の指定基準および土壌環境基準等を満足していること)

ただし、廃棄物分別後の性状が「分別土」と同様であっても、県政令市の廃棄物所管部局より廃棄物として取り扱うよう指導を受けるものを「管理分別土」としています。

## 4-5 その他の廃棄物

- (1) PCB 廃棄物を解体業者、建設業者などが譲り受けることはできません。PCB 特別措置法により、所有者（発注者）自らによる届出、保管、処分などが義務づけられています。
- (2) コンクリートがらを現場内で利用する場合は、県政令市の指導内容等を把握する必要があります。

### 【 解 説 】

#### (1) PCB 廃棄物

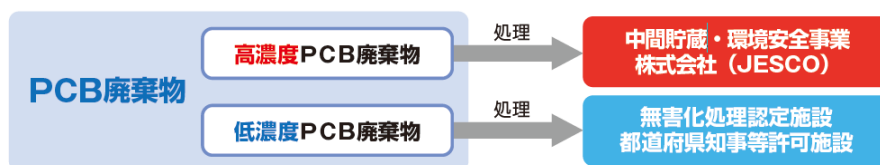
ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性、不燃性等の特性があるためトランス、コンデンサなどに使用されていましたが、有害性が判明したため、現在は製造が禁止されています。

PCB使用製品およびPCB廃棄物の取り扱いについては、以下のパンフレット（「ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて、環境省・経済産業省」）が公表されています。 <http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full8rr.pdf>



#### ①PCB 廃棄物の分類

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処分され、低濃度PCB廃棄物は環境大臣が認定する無害化処理認定施設または県政令市が許可する施設で処分されています。



#### a) 高濃度PCB廃棄物（PCB濃度が0.5%（=5000ppm）を超えるもの）

- ・ 高圧変圧器、高圧コンデンサー

昭和28年から昭和47年に製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油にPCBが使用されたものがあります。銘板で判別できますので、各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本電機工業会のホームページを参照してください。

[https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb\\_hanbetsu.html](https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html)



高圧変圧器



コンデンサー

- ・ 安定器

昭和32年1月から昭和47年8月に製造された業務用・施設用照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBは使用されていません。銘板で判別できますので、各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。

<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>



安定器

また、PCB廃棄物として保管している安定器の中には、PCBを使用していないものが混在している場合が少なからずあります。JESCOのホームページを参照してください。

<http://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

#### b) 低濃度PCB廃棄物（PCB濃度が0.5%（=5000ppm）を超えるもの）

PCB濃度が0.5%（=5000ppm）以下のPCB廃棄物および微量PCB汚染廃電気機器等（PCBを使用していないとする電気機器等であって、数ppmから数十ppm程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの）については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

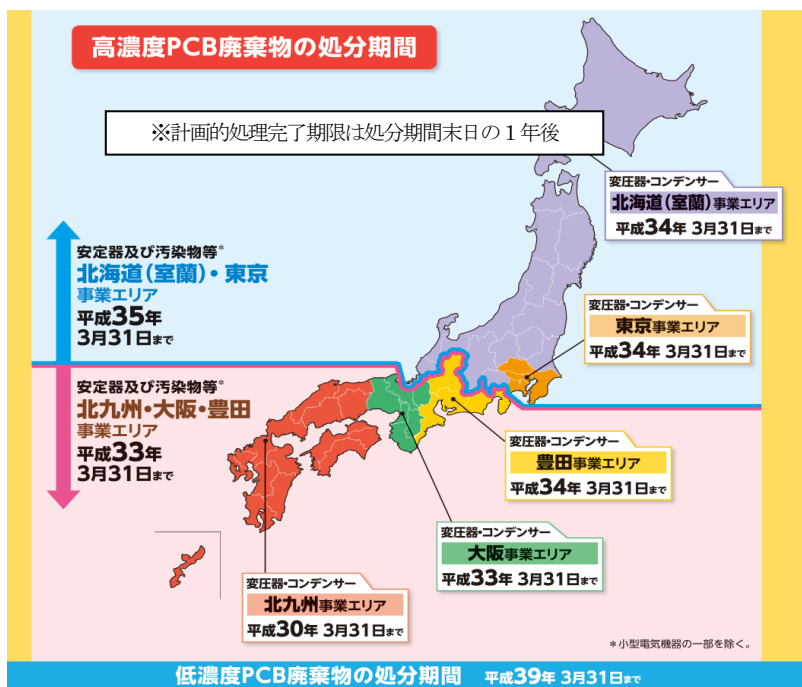
※含有量0.5mg/k以下の廃油はPCB廃棄物には該当しません。

#### ②PCB 廃棄物の取り扱い

- ・ PCB 廃棄物の処理を建設業者（解体業者）が引き受けてはなりません。機器の保有者が自ら届出等を行って保管し、処分する場合は委託処理しなければなりません。PCB 廃棄物特別措置法により、PCB 廃棄物を譲り渡した機器の保有者（解体工事等の発注者）、譲り受けた建設業者の双方に、厳しい罰則（3年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金）が科されることとなります。
- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。

#### ③PCB 廃棄物の処分期間

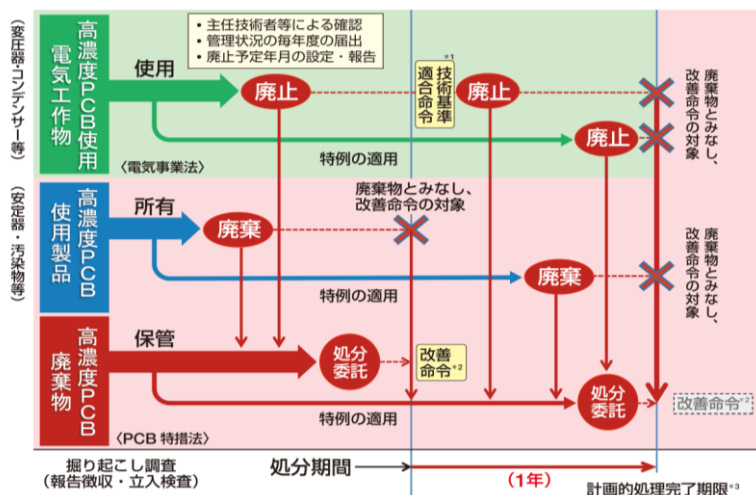
PCB 廃棄物は地域ごとに定められた期限までに処分しなければなりません。高濃度 PCB 廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。



出典) ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及びPCB 廃棄物の期限内処理に向けて、環境省・経済産業省

④PCB 使用製品およびPCB 廃棄物の処分の流れ

高濃度 PCB 廃棄物は、地域ごとに定められた処分期間内に必ず処分しなければなりません。また、使用中の変圧器、コンデンサー、安定器等についても、処分期間内に使用を終えて処分する必要があります。



出典) ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及びPCB 廃棄物の期限内処理に向けて、環境省・経済産業省

(2) コンクリート

コンクリートがらを現場内で砕石状に破砕して現場内の路盤材料等に利用できると考えられますが、県政令市によっては、加工して得られた砕石の品質 (40mm 以下の再生砕石等)、利用方法、利用に際しての届出などを定めている場合があるため、県政令市それぞれの指導内容を確認する必要があります。

なお、大きなコンクリートがらをそのまま埋めた場合は、産業廃棄物の埋立基準違反、すなわち「不法投棄」と見なされる場合があると考えられます。

(3) 石膏ボード

有機物と混入した石膏ボード (硫酸カルシウム) を、木くずなどの有機物とともに水の溜まりやすい (空気の流通の少ない) 状態の土中に埋めた場合、微生物 (硫酸還元菌) により分解 (嫌気性分解) されて有毒な硫化水素を発生する可能性があります。なお、新築工事において発生する端材については、環境大臣の認定する広域認定制度のもとに、製造メーカーに返送して再生利用されています。

(4) 有害物を含有した石膏ボード

過去に (平成9年まで)、砒素、カドミウムを含有した石膏ボードが東北地方で製造され、東北、関東、新潟、長野で使用されていました。したがって、ボード裏面の JIS 番号などを確認する必要があります。

建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い、建設副産物リサイクル広報推進会議、平成 29 年 11 月

<http://www.suishinkaigi.jp/publish/pdf/pumphlet2.pdf>

## (5) 蛍光灯、水銀灯

廃棄物処理法施行令・施行規則に改正に伴い、仮設工事等に用いて不要となった蛍光灯等については、「**水銀使用製品産業廃棄物**」としての取扱いが義務づけられています。(施行：平成29年10月1日)

- ・水銀使用製品産業廃棄物：蛍光灯、HIDランプ、他
- ・保管：他の物と混合することのないように、仕切りを設ける (箱などの容器も可)  
保管場所掲示板に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを記載
- ・収集・運搬：破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分する
- ・処分：安定型処分場への埋立禁止
- ・委託処理
- ・処理業者の許可の確認：廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる収集運搬業者・処分業者に委託 (ただし、H. 29. 10. 1時点でこれらの廃棄物を取り扱っている業者は変更許可不要)
- ・委託契約書：廃棄物の種類欄 (ガラスくず、金属くず等) に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を記載 (ただし、H. 29. 10. 1以前に契約している契約書については、契約変更等は不要)
- ・マニフェスト：廃棄物の種類欄 (ガラスくず、金属くず等) に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を記載、また、その数量を記載

⇒環境省のリーフレット「水銀廃棄物の適正処理について、新たな対応が必要になります。」

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/H2906\\_setsumeji\\_01.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/H2906_setsumeji_01.pdf)

⇒「建設系マニフェスト「水銀使用製品産業廃棄物」の記入のしかた」、建設マニフェスト販売センター

[http://mani.gr.jp/wp-content/uploads/2017/09/170919\\_kinyuu\\_suiginn.pdf](http://mani.gr.jp/wp-content/uploads/2017/09/170919_kinyuu_suiginn.pdf)

## ●●トラブル事例●●

## ●石綿 (アスベスト)

- コンクリートの再生砕石に石綿含有建材 (石綿含有産業廃棄物) の破片が混入した事例があるとの報道を受けて、関係省庁は混入防止の徹底を通達した。
- 近隣に小学校などがあるにもかかわらず、アスベストが使用された倉庫が無届 (建設リサイクル法) で解体された問題で、県議会は発注担当者を証人尋問した。  
※建設リサイクル法の対象建設工事である場合は、届出書別紙 (分別解体の計画等) に付着物としてアスベストの有ることと措置内容を記載し、発注者に事前説明する必要があります。

## ●伐採材

- 伐採材、枝葉などを、安易に現場内に埋めることを容認した発注担当者が逮捕された。

## ●建設汚泥

- 既製杭設置工法で生じた掘削物を残土として処分したところ、この工法が建設廃棄物処理指針に例示するSMW工法に類すると見なされたため、工事担当者が市の指導を受けた。  
※懸念のある場合は、県政令市それぞれの指導内容を確認する必要があります。

## ●廃棄物混じり土

- トンネル工事で掘削箇所 (切羽) の吹付モルタルが、掘削土砂 (ずり) に混じったまま残土処分場に搬入されていると通報があった問題で、県より工事担当者が指導を受けた。

## ●コンクリートがら

- 解体工事から生じたコンクリートがらを埋めたため不法投棄と見なされ、工事担当者が逮捕された。
- 造成現場内にコンクリート片を投棄した建設業者が、送検された。
- 工事現場内にコンクリート製側溝を砕いて埋めたとして工事担当者が逮捕された。  
※コンクリートがらをそのまま地中に埋めた場合、不法投棄と見なされる場合があると考えられます。  
一般的には砕石化 (40mm以下の再生砕石等) したものは路盤材料等に利用できますが、県政令市の指導内容を確認する必要があると考えられます。

## ●PCB廃棄物

- 解体工事で生じたPCBを含む変圧器などを無許可業者に委託したとして、建設業者が逮捕された。

## ●石膏ボード

- 内装材 (石膏ボードを含む) の残材をビルの地下に隠したところ、雨水に漬かって分解し、硫化水素が発生したため、関係者が逮捕された。

**(建設現場従事者の) 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 のご案内**

<産業廃棄物コース><残土・汚染土コース><総合管理コース>

【お問い合わせ先】(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155

■講習会のホームページ [http://www.sanpainet.or.jp/service/service06\\_1.html](http://www.sanpainet.or.jp/service/service06_1.html)